

西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱

（通則）

第1条 西尾市介護保険関係研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において行うものとし、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。）を提供する事業所（以下「介護サービス等事業所」という。）が、その所属する職員に対し、資質向上を図るための研修に必要な費用の全部又は一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を実施した場合に、事業実施に要する費用の一部を補助することにより、市内の介護サービス等事業所に所属する職員の研修受講によるキャリアアップを支援し、もって介護人材の離職防止及び定着促進並びに介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす別表第1に掲げる介護サービス等事業所の管理者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 西尾市内に所在地を置く事業所であること。
- (2) 申請の時点において市から介護サービス等事業所として指定を受けていること。
- (3) 管理者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が補助した別表第2の左欄に掲げる研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費を合算したものとする。

- (1) 補助対象事業者が研修機関に直接支払った研修受講料
- (2) 補助対象事業者が雇用される職員が負担した研修受講料に対して、補助対象事業

者が職員に支払った補助金等の経費

- 2 前項に規定する研修は、愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、介護サービス等事業所ごとに算出するものとする。ただし、複数の介護サービス等を同一の施設等において一体的に提供している場合は、一つの介護サービス等事業所とみなす。

- 2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合算額から、寄付金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の額が10万円を超える場合にあっては、10万円とする。
- 4 補助金は、各介護サービス等事業所当たり会計年度につき10万円を上限とする。

(申請及び実績報告)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助事業が完了した日（補助対象事業者が研修機関に研修受講料を支払い、又は職員に補助金等を支払った日若しくは受講者が研修を修了した日のいずれか遅い日）から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象事業者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 研修を受講した職員は、補助事業開始時点で市内の介護サービス等事業所に勤務しており、補助事業終了後も引き続き市内の介護サービス等事業所において勤務する意思があること。
- (2) 補助対象事業者は、研修を受講した職員の受講結果を書面により市長に報告すること。

- (3) 補助対象事業者は、職員に支払った補助金等の経費について、職員から返還があった場合は、速やかに市長に報告すること。
- (4) この要綱による補助金の対象経費とされた経費を、他の補助金等の対象経費として計上しないこと。

(補助金の交付)

第9条 補助対象事業者は、第7条第2項の規定による交付決定の通知があったときは、速やかに西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 研修受講の事実が認められなかったとき。
- (6) 職員に支払った補助金等の経費について、職員から返還があったとき。
- (7) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	実施事業
訪問系サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援
通所系サービス事業所	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
介護施設等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※介護サービス等事業所は、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

別表第 2（第 4 条関係）

区分
生活援助従事者研修
介護職員初任者研修
実務者研修
認定介護福祉士養成研修
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員専門研修
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員更新研修
主任介護支援専門員更新研修
介護支援専門員再研修

様式第1号（第6条関係）

西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者（補助対象事業者）
所 在 地
事業所名
管理者名

西尾市介護保険関係研修受講料補助金の交付を受けるため、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	金 円
補 助 事 業 の 目 的	職員に対し研修受講費用の補助を行うことにより、職員のキャリアアップを支援し、離職防止及び定着促進並びに介護サービスの質の向上を図る。
補助事業の完了日	年 月 日
補 助 事 業 の 内 容	事業報告書兼収支決算書に記載のとおり
添 付 書 類	(1) 事業報告書兼収支決算書（別紙1－1、別紙1－2） (2) 研修を修了したことが分かる書類 (3) 研修受講料の支払を証する書類 (4) 補助対象事業者が受講料を負担したことが分かる書類 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで交付申請のあった 年度西尾市介護保険関係研修
受講料補助金については、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱第 7 条の規定
により、下記のとおり交付することに決定します。

記

交 付 確 定 額	金 円
事 業 等 の 名 称	西尾市介護保険関係研修受講料補助事業
交 付 条 件	(1) 研修受講者は、補助事業開始時点で市内の介護サービス等事業所に勤務しており、補助事業終了後も引き続き市内の介護サービス等事業所において勤務する意思があること。 (2) 補助対象事業者は、研修を受講した職員の受講結果を書面により市長に報告すること。 (3) 補助対象事業者は、職員に支払った補助金等の経費について、職員から返還があった場合は、速やかに市長に報告すること。 (4) この要綱による補助金の対象経費とされた経費を他の補助金等の対象経費として計上しないこと。

備考

補助金の交付を受けようとするときは、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付
請求書を提出すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付請求書

金	円
---	---

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました西尾市介護保険関係研修受講料補助金について、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、上記の金額を請求します。

年 月 日

(宛先) 西尾市長

所 在 地

事業所名

管理者名

口座振込先	フリガナ 口座名義人	
	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農業協同組合
	支 店 名	本店 ・ 支店
	口座番号	普通 ・ 当座 （ N o . ）

※請求者と口座名義が異なる場合は、委任状を添付してください。

別紙 1 - 1						
西尾市介護保険関係研修受講料補助事業 事業報告書兼収支決算書（申請額内訳書）						
					事業所名：	
研修の名称	総事業費	その他の収入額	対象経費の 支出額（差引額）	対象経費の支出額の 2分の1の額 ※小数点未満切り捨て	補助所要額	備考
	A 円	B 円	C (A - B) 円	D (C × 1/2) 円	E 円	
合 計						
(注) 1 「総事業費」 A 欄は、補助対象事業者が当該研修において、負担又は補助する額を記入する。						
2 「その他の収入額」 B 欄は、寄附金等の収入がある場合は記入する。						
3 「補助所要額」 E 欄は、「対象経費の支出額の 2 分の 1 の額」 D 欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入する。						
				既交付決定額		…①
				補助上限額		…②
				差引補助限度額		…③ (②-①)
				補助所要額計		…④
				今回補助予定額		…③と④を比較し、低い方の額

